（仮称）もりあい認定こども園整備事業基本設計

令和６年３月

土田・イズミ設計共同企業体

目 次

Ⅰ　基本設計概要
1. 基本方針
1-1 業務の目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
1-2 基本設計方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2. 敷地概要
2-1 敷地条件・案内図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
2-2 法的条件の整理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
2-3 敷地現況図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
3. 施設概要
3-1 建物概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
3-2 各室面積一覧表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
4. 配置計画
4-1 配置位置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
4-2 共用駐車場計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
4-3 外構計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
4-4 敷地内雨水排水計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

Ⅱ　施設の計画方針
1. 設計条件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
2. 各室のありかた ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
3. 仕上材料・色彩計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
4. 多様な保育、インクルーシブ保育への配慮 ・・・・・・・・・ 12
5. 遊具・園庭計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
6. 環境計画方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

Ⅲ　施設計画
■　構造計画　■
1. 構造計画概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
2. 構造設計概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
3. 基礎計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
4. 構造計算ルートの選定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
5. 使用材料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
6. 適用基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
7. 構造種別の検討 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
8. 基礎形式の検討 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

■　電気設備計画　■
1. 電気設備計画
(1)一般事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
(2)基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
(3)共通仕様 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
(4)電気設備計画一覧について ・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
2. 電気設備計画一覧表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
3. 電気設備基本設計
(1)電灯設備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
(2)動力設備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
(3)雷保護設備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
(4)受変電設備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
(5)太陽光発電設備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
(6)構内情報通信網設備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
(7)構内交換設備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
(8)情報表示設備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
(9)音響設備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
(10)拡声設備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
(11)誘導支援設備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
(12)テレビ共同受信設備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
(13)誘監視カメラ設備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
(14)防犯設備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
(15)火災報知設備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
(16)構内配電線路設備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
(17)構内通信線路設備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
(18)関連法令一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

目 次

■　機械設備計画　■
1. 機械設備計画
(1)一般事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
(2)基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
(3)共通仕様 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
(4)機械設備計画諸元表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
2. 機械設備計画一覧表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
3. 空調換気設備
3-1 空気調和設備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
3-2 換気設備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
3-3 空調自動制御設備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
3-4 空調設備使用ダクト配管材 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
4. 給排水衛生設備
4-1 衛生器具設備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
4-2 給水設備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
4-3 給湯設備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
4-4 排水設備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
4-5 消火設備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
4-6 ガス設備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
4-7 異常警報信号 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
4-8 衛生設備使用配管材 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
5. 冷暖房設備計画図
(1)冷暖房機器表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
(2)冷暖房設備プロット図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
(3)床輻射冷暖房システム図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
6. 冷暖房設備計画図
(1)換気機器表 №１ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
(2)換気機器表 №２ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
(3)換気設備プロット図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
7. 衛生・給排水・消火設備計画図
(1)衛生器具表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
(2)給湯機器表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
(3)消火機器表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
(4)衛生・消火設備プロット図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
8. 衛生器具提案プラン
(1)幼児ＷＣ（１）、幼児ＷＣ（２） ・・・・・・・・・・・・ 45
(2)幼児ＷＣ（３） ・・・・・・・・・・・・ 46
(3)幼児ＷＣ（４）、沐浴室、男子ＷＣ、
女子ＷＣ、みんなのＷＣ ・・・・・・・・・・・・ 47
9. 厨房機器表・厨房プロット図 ・・・・・・・・・・・・ 48
10. 冷暖房熱源比較検討表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
11. 空調方式比較検討表表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50

Ⅳ　概算工事費
1. 概算工事費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51

Ⅴ　工事工程計画
1. 概略工事工程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
2. 仮設工事計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52

Ⅵ　基本設計図

意匠
1. 付近案内図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
2. 配置図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54
3. 仕上表(1) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55
4. 仕上表(2) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・56
5. 平面図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・57
6. 屋根伏図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・58
7. 立面図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59
8. 断面図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60
9. 外観イメージパース ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・61
10. 内観イメージパース ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62

電気
1. 構内配電線路設備図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63
2. 盤配置図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・65
3. 受変電設備単線結線図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・66
4. 受変電設備図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67
5. 太陽光発電設備　パネル配置図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・68
6. 電灯設備　照明器具配置図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・69
7. 非常灯・誘導灯設備　照明器具配置図 ・・・・・・・・・・・・・・70
8. 器具姿図(1) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・71
9. 器具姿図(2) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・72
10. 拡声・監視カメラ設備　機器配置図 ・・・・・・・・・・・・・・73
11. 音響設備図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・74
12. 自動火災報知設備　機器・器具配置図 ・・・・・・・・・・・・・・76
13. 既設外灯切廻し図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・77

1. 基本方針

1-1.　業務の目的

本業務は、福島市において整備される「(仮称)もりあい認定こども園」の基本設計を行い、子どもたちが安全で快適に過ごせる環境を創造し、地域社会に貢献する質の高い保育施設を実現することを目的とする。

1-2.　基本設計方針

「森合幼稚園建て替え・もりあい認定こども園（仮称）基本計画」で定めた整備方針を引継ぎ、発展させた8つの基本方針を次に示す。

■「保育の質」が確保でき、子どもたちの主体的な遊びと生活を支える施設

・保育室は、子どもの発達段階や興味関心に合わせた多様な遊びや活動を展開できるよう、広々とした空間と可動式の間仕切りを導入する。
・保育教諭等が働きやすい環境を整備し、質の高い保育サービスを提供できる体制を構築する。
・園舎とそれらを取り囲む外部環境を、保育室のある屋内から縁側の半屋外へ、更には、園庭の外部へと有機的に連続させ豊かな保育環境を醸し出す。

■インクルーシブ教育・保育の推進を図りやすい施設

・障がいのある子どもも、ない子どもも共に過ごせるような、バリアフリー設計とする。
・個々のニーズに合わせた支援が提供できるよう、多様な空間を整備する。
・カラーユニバーサルデザインやユニバーサルフォント等を取り入れて、誰もが認知しやすい色彩設計やデザイン表現を採用する。

■私立も含めた地域の幼児教育・保育施設等のネットワーク構築・相互交流推進と研修・支援、地域の子育て支援を担う施設

・地域の他の幼児教育・保育施設との交流スペースを設け、情報交換や合同研修などを実施しやすい環境を整備する。
・地域に開かれた場として、地域における子育て家庭の保護者に対して子育てに関する情報提供や相談会などを開催できるスペースを設ける。

■多様な保育の提供を担う施設

・休日保育や病児保育等、ニーズに合わせた保育サービスを提供できるような、施設規模や設備を検討する。
・子どもたちが互いに学び合い、成長できる環境を整備する。

■安全・安心で、保育教諭等職員が働きやすい施設

・子どもたちの安全性を第一に考え、施設内の動線に考慮した計画とする。
・保育教諭等が子どもたちをしっかりと観察できるよう、保育室の配置や視線を考慮する。
・施設管理カメラや警備システムなどを導入し、安全性を確保する。

■子どもが公園に育まれる施設

・園庭は、隣接する多目的広場と一体的に利用できる空間として整備し、子どもたちが自由に遊べる環境を提供する。
・地域の公園と連携し、子どもたちが自然の中で遊べる機会を増やす。

■持続可能な社会の実現に寄与する、自然のぬくもりのある施設

・太陽光発電や高効率な空調設備などの環境に配慮した設備を導入し、エネルギー消費量を削減する。
・地域の風景にあう地場木材を活用し、自然素材を積極的に使用することで、子どもたちが温もりを感じられる空間を創出する。

■ライフサイクルコスト低減を意識した、管理しやすい施設

・予算内でイニシャルコストを抑える事は勿論、ランニングコスト削減としては、耐久性のある外装材の活用や信頼性のある高効率な汎用機器の採用、十分なメンテナンススペースの確保など様々な工夫を行う。
・ライフサイクルコストを考慮し、長期的な視点でコストを抑える設計とする。

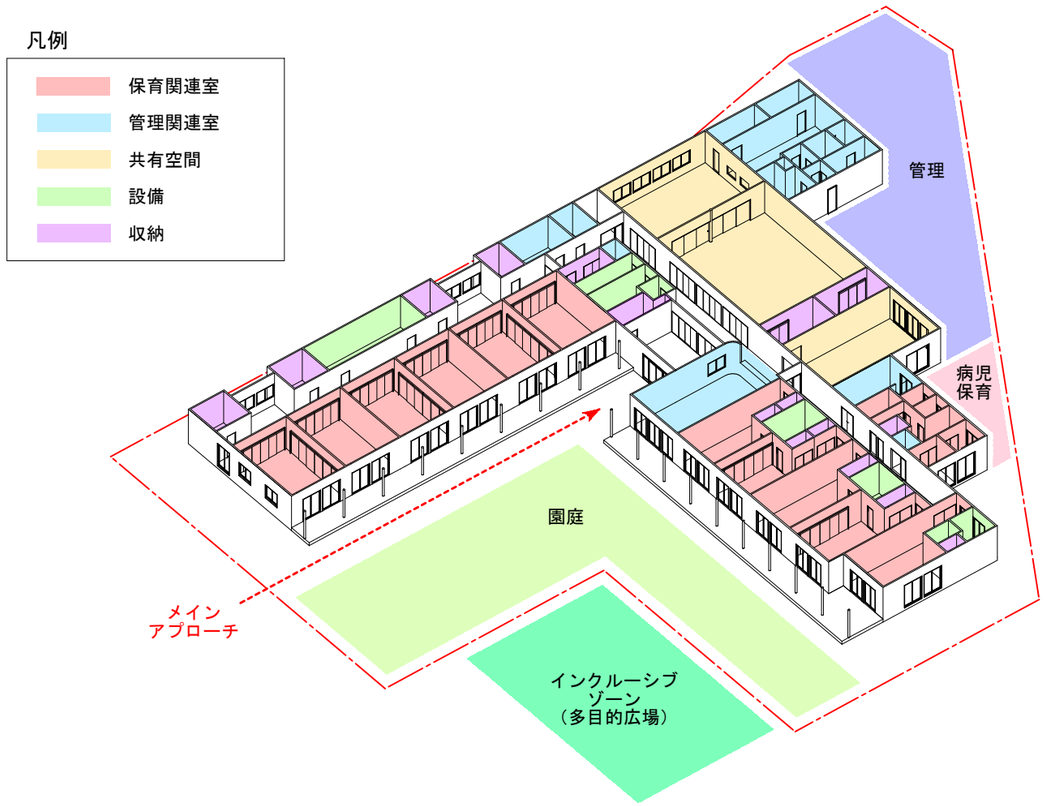

◎計画施設ゾーンイメージ

2. 敷地概要

2-1. 敷地条件

項　目	内　容
計画地位置	福島市野田町地内
地域区分	市街化区域
都市計画区域	第一種中高層住居専用地域
防火地域	無　法第22条地域
容積率	200%
建蔽率	60%
日影規制	4時間（5m～10m）、2.5時間（10m～）
立地適正化計画区域	居住推奨区域
前面道路	竹ノ内線　路線番号：60348　道路区分：市道　幅員：6.0m

敷地整備状況

上水道	給水本管100φ（敷地南側）
下水道	下水本管400φ（敷地南側）
電　気	東北電力（敷地南側、電力柱より引込）
ガ　ス	都市ガス供給区域　ガス本管150φ（敷地南側）

周辺避難施設位置図

案内図

都市計画図

2. 敷地概要

2-2.　法的条件の整理

■建築基準法

区分		項目	規定	該当法令	計画内容	判定
建築基準法	単体規定	設計資格	設計資格	士法3		該当
		確認申請	確認申請の要否	法6	法6条1項1号に該当	該当
		都市計画区域	都市計画区域の種別	都計法４ 都計法５	都市計画区域　市街化区域	－
		用途地域	用途地域の区分	法48、法49 法50、法68の9	第一種中高層住居専用地域	－
		建物用途	敷地に対する建物用途の適合	法48条	幼保連携型認定こども園は全ての地域で制限無し	該当
			特殊建築物の確認	法2-1-2	児童福祉施設等（幼保連携型認定こども園）のため、特殊建築物に該当	該当
			工事種別の確認	法2-1-13	新築	－
		敷地と道路	接道要件〈特殊建築物の200㎡超えるものに該当→4m以上接道）	法43、条例4	6m以上接道。	該当
		大規模建築物	主要構造部の防火性能	法21		対象外
		地域地区	地区計画の指定	都計法12の5	指定無。	対象外
		高さ制限	道路斜線制限	法56		該当
			隣地斜線制限			該当
			北側斜線制限			該当
		日影規制	日影規制による制限	法56の2 中高層指導要綱	第一種中高層住居地域で高さが10m未満。	対象外
		採光	採光に有効な面積が政令で定める割合以上とする。 （保育室：1/5以上）	法28-1		該当
		換気	換気有効面積が1/20以上又は政令で定める換気設備の設置	法28-2	自然換気設備又は機械換気設備を設置とする。	該当
		シックハウス アスベスト	換気計画、使用建築材料、天井裏等の措置	法28の2	使用資材(塗装･下地材･仕上材等)は全てＦ☆☆☆☆仕様とし、政令で定める機械換気設備設置。	該当
		天井高さ	H≧2.1m確保	令21		該当
		木造床高・防湿	床高≧45cm、床下換気口@5m	令22	床下をコンクリート、たたきその他これらに類する材料（透湿防水シート）で覆うこととする。	該当
		避雷設備	H＞20m場合設置	法33	H20m以下	対象外
	防火規制	延焼のおそれのある部分	1F：隣地境界線、道路境界線から3m以内、2F：5m以内の部分	法2-1-6	隣地境界・道路境界から3m以内を延焼のおそれのある部分とする。	–
		構造制限	22条区域内の屋根・外壁の制限	法22、法23、法25		適合
			防火地域・準防火地域の制限	法61		該当
			耐火建築物また準耐火建築物としなければならない特殊建築物	法27		該当
		防火壁・防火床	床面積≧1,000㎡に設置義務	法26、令113	任意による準耐火建築物とし、適用除外。	適合
		面積区画	耐火構造、イ準耐火構造、ロ準耐火構造で1500㎡を超えるもの	法112-1	1500㎡以内ごとに準耐火構造又は特定防火設備により区画	適合
			法21、法27-1、法27-3による規定で耐火構造、イ準耐火構造、ロ準耐火構造とした建築物で、500㎡を超えるもの	法112-4		該当
			法21、法27-1、法27-3による規定で耐火構造、イ準耐火構造、ロ準耐火構造とした建築物で、1000㎡を超えるもの	法112-5		該当
		竪穴区画	準耐火構造：地階又は3Fに居室がある場合、竪穴区画部分とそれ以外の部分を防火設備等で区画	令112-11～14		該当
		区画近接の外壁等	防火区画に接する外壁で幅90cm以内：準耐火構造又は防火設備 ※適用除外　50cm突出壁がある場合	令112-16,17	準耐火構造とする。	該当
		異種用途区画	建築物の一部が法27-1、2、3に該当する場合、その部分とその他の部分と準耐火構造又は特定防火設備で区画	令112-18		対象外
		防火上主要な 間仕切り壁	学校・病院・診療所・児童福祉施設・ホテル・旅館・下宿・寄宿舎には主要間仕切壁（耐火・準耐火・防火構造）を設ける。	令114-2	児童福祉施設等（幼保連携型認定こども園）のため、主要な間仕切り壁を準耐火構造以上で防火区画とす	該当
		内装制限	内装制限の指定・緩和	令128の4、令128の5	居室を難燃材料以上、廊下等を準不燃材料以上とする。	該当
	避難規定	階段	階段の寸法、歩行距離	令23、令120		対象外
		2方向避難	2方向避難の適用、重複距離	令121		対象外
		廊下	廊下幅　両側居室：1.6m以上　片側居室：1.2m以上	令119	政令で定める幅員以上とする。	該当
		排煙設備	排煙設備の要否	令126の2	政令で定める各室を排煙有効開口面積以上とする。	該当
		非常用照明	非常照明の要否	令126の4	居室、避難経路に非常照明を設置。	該当
		非常用進入口	非常用進入口の要否	令126の6		対象外
		敷地内通路	敷地内通路の幅員	令128	幅員1.5m以上とする。	該当

■消防法

区分	項目	規定	該当法令	計画内容	判定
消防法	防火対象物	防火対象物の用途	消法17、消令6	防火対象物［別表６項（ハ）］	－
	消火設備	消火器具［延床150㎡以上］	消法10	消火器設置	適合
		屋内消火栓設備［準耐:1400㎡以上］	消令11	パッケージ型消火設備設置	適合
		スプリンクラー設備　［延床6000㎡以上］	消令12		対象外
		消火設備（水噴霧、泡、ハロゲン化物、粉末消火器）	消令13～18		対象外
		屋外消火栓設備［準耐:延床6000㎡以上　耐火:延床9000㎡以上］	消令19		対象外
		動力消防ポンプ設備	消令20		対象外
	警報設備	自動火災報知設備［防火対象物全て（別表６項（ハ））］	消令21	自動火災報知設備設置	適合
		ガス漏れ火災警報設備［地階で床面積1000㎡以上］	消令21の2		対象外
		消防機関へ通報する火災報知設備	消令23	消防機関へ通報する火災報知設備	適合
		非常警報器具または非常警報設備 （非常ベル、自動式サイレン、放送設備）	消令24	自動火災報知設備を設置するため、免除	対象外
	避難設備	避難器具［2F以上で、収容人員が50人以上］	消令25		対象外
		誘導灯・誘導標識［防火対象物全て（別表６項（ハ））］	消令26	避難口誘導灯、通路誘導灯、誘導標識の設置	適合
	消防用水	消防用水［敷地20,000㎡以上かつ準耐火建築物10,000㎡以上］	消令27		対象外
	消火活動上必要な施設	排煙設備	消令28		対象外
		連結散水設備［地階床面積合計700㎡以上］	消令28の2		対象外
		連結送水管［地階を除く階数7階以上］	消令29		対象外
		非常コンセント設備［地階を除く階数11階以上］	消令29の2		対象外
	その他消防用設備	カーテンなどの防炎措置	消法4の3	防炎措置を行うものとする。	適合

■その他条例

建築基準法関連法規

- 建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- 児童福祉法
- 建築物リサイクル法
- 屋外広告物法（実施設計時に要協議）

福島県関連条例

- 福島県基準法施行条例
- 人にやさしいまちづくり条例
- 福島県景観条例

福島市関連条例

- 福島市景観条例
- 福島市都市公園条例
- 福島市開発行為等指導要綱
- 福島市建築基準施行細則
- 福島市建築物等の建築に関する指導要綱
- 福島市電波障害防止に関する指導要綱

幼保連携型認定こども園関係法令に基づく制限

- 認定こども園法
- 認定こども園法施行令
- 認定こども園法施行規則
- 認定こども園法施行細則
- 幼保連携型認定こども園設備運営基準
- 認定こども園教育・保育要領
- 幼保連携型認定こども園設備運営基準条例

2. 敷地概要

2-2. 法的条件の整理

■人にやさしいまちづくり条例

区分	項目	整備基準	該当 有	該当 無
人にやさしいまちづくり条例	利用者用の出入口	(1)　幅は、80㎝以上（主要な出入口１以上の幅は、90cm以上）	○	
		(2)　車いす使用者が通過する際に支障となる段		○
		(3)　戸（有の場合は、以下のアからイまでに記入すること。）	○	
		ア　自動的に開閉する構造その他車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸	○	
		イ　利用者が戸に衝突することを防止する措置	○	
		(4)　自動的に開閉する戸である場合には、戸に挟まれることのないよう、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止する装置		○
	利用者用の廊下	(1)　表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ	○	
		(2)　廊下の段		○
		(3)　廊下の傾斜		○
		(4)　階段若しくは段又は傾斜がある部分の端に近接する水平な部分に点状ブロック等の敷設		○
		(5)　１以上の経路の廊下	○	
		ア　廊下の幅は、1.2m以上	○	
		イ　末端の付近又は50m以内ごとに縦、横それぞれ1.4m以上の空間の確保	○	
		ウ　廊下の高低差		○
		(6)　受付等まで視覚障害者誘導用ブロックを敷設又は視覚障害者を誘導する装置の設置	○	
	利用者用の便所	(1)　不特定かつ多数の者の利用に供する便所の設置	○	
		介助者同伴用便房（車いす使用者用便房であって、男子用及び女子用の区分のある区域を経由しないで男女共用で利用できるもの）を１箇所以上必置	○	
		介助者同伴用便房以外の車いす使用者用便房の設置数	○	
		(2)　介助者同伴用便房の構造		
		便房の床面積	2×2m以上	
		腰掛便座の設置	○	
		手すりの設置	○	
		便所及び便房の出入口の幅は、80㎝以上	○	
		便所及び便房に設置されている車いす使用者が円滑に開閉し　て通過できる構造の戸	○	
		車いす使用者が通過する際に支障となる段	○	
		床面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ	○	
		(3)　出入口又はその付近の見やすい位置への介助者同伴用便房設置の表示	○	
		(4)　男子用小便器の設置	○	
		床置式小便器の設置数	○	
		(5)　ﾍﾞﾋﾞｰﾁｪｱ及びﾍﾞﾋﾞｰﾍﾞｯﾄﾞ等設置便房の設置数	○	
		(6)　ｵｽﾄﾒｲﾄ対応設備設置便房の設置数	○	

区分	項目	整備基準	該当 有	該当 無
人にやさしいまちづくり条例	駐車場	(1)　不特定かつ多数の者の利用に供する駐車場	○	
		車いす使用者用駐車施設の設置数	○	
		駐車施設の構造		
		ア 車いす使用者用駐車施設は建築物の出入口に近い位置に設置	○	
		イ 車いす使用者用駐車施設の幅は、3.5m以上	○	
		ウ 国際シンボルマーク等の表示	○	
		(2)　建築物の出入口から車いす使用者用駐車施設までの通路は、敷地内通路に準じた構造	○	
	敷地内通路	(1)　表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ	○	
		(2)　敷地内通路の段		○
		(3)　１以上の敷地内通路の構造		
		ア　幅は、1.2m以上	○	
		イ　通路の高低差		○
		(4)　直接地上へ通ずる1に定める構造の各出入口から敷地に接する道等に至る通路	○	
		ア　視覚障害者用誘導ブロックを敷設又は視覚障害者を誘導する装置の設置	○	
		イ　点状ブロック等を敷設	○	
	受付・案内カウンター及び記載台	受付・案内カウンター及び記載台の設置	○	
		受付・案内カウンター及び記載台の構造		
		(1)　幅は、80cm以上	○	
		(2)　高さは、70cm以上80cm以下	○	
		(3)　下部の空間は、幅80cm以上、高さ65cm以上、奥行き45cm以上	○	
	案内表示板	(1)　案内標示の構造		
		ア　設置場所、高さ、照明等の配慮	○	
		イ　見やすくわかりやすい文字の大きさ、書体、配色、記号、図等	○	
		ウ　点字等による標示	○	
		(2)　自動火災報知設備の設置	○	
		(3)　聴覚障害者に配慮した光等による非常警報装置の設置	○	
	授乳及びおむつ交換の場所	安全かつ円滑に授乳及びおむつ交換をすることができる場所	○	
		授乳及びおむつ交換の場所の構造		
		壁、固定式のついたて等により外部からの見通しのできない構造	○	
		授乳用のいす、ベビーベッド、手洗い設備及び汚物入れ	○	
		出入口又はその付近の見やすい位置への表示	○	

2. 敷地概要

2-3　敷地現況図

測点①

測点②

測点③

測点④

測点⑤

測点⑥

測点⑦

測点⑧

測点⑨

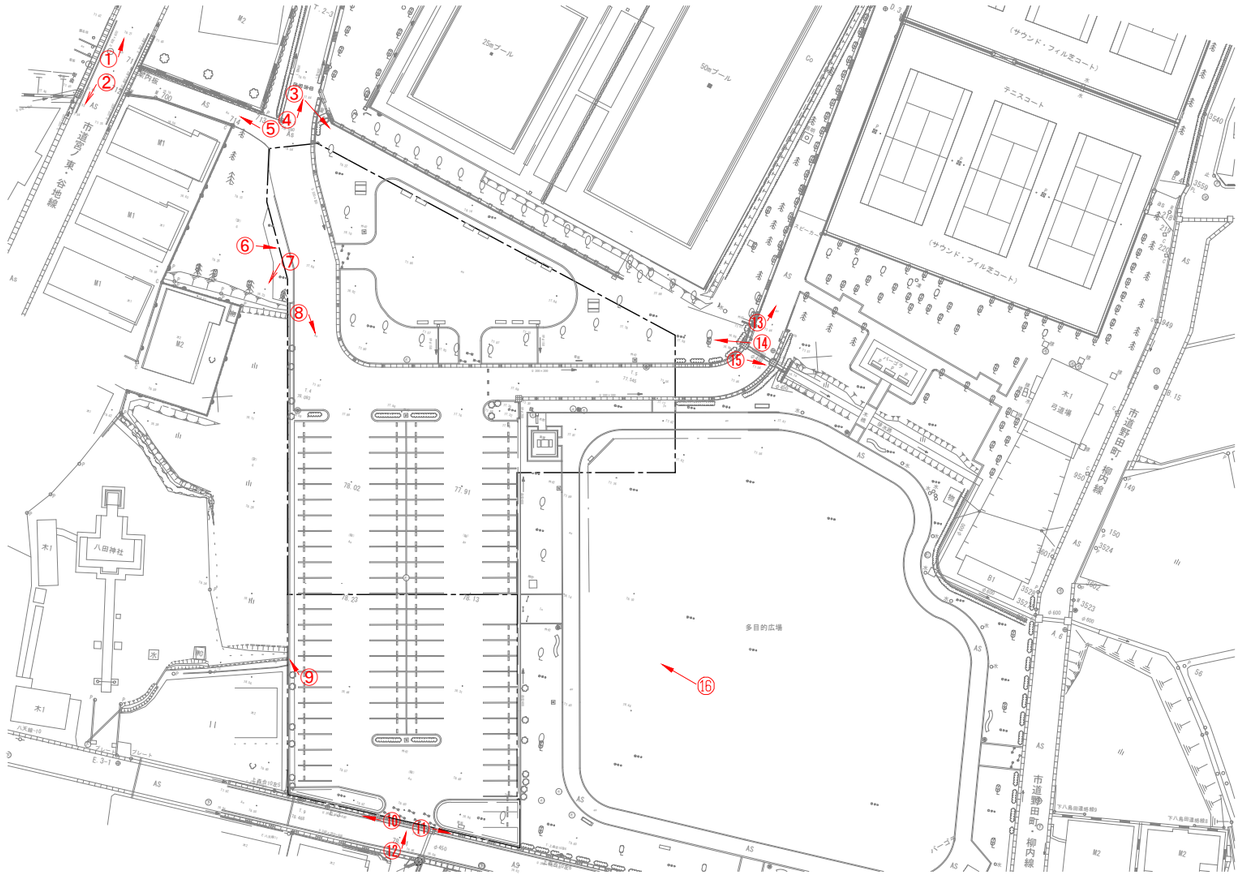

測点⑬

測点⑭

測点⑮

測点⑩

測点⑪

測点⑫

測点⑯

3. 施設概要

3-1.　建物概要

・敷地面積　　：4,850.7㎡（占有面積：3,408.7㎡　共用駐車場面積：1,442.0㎡）
・構造・規模　　：(園舎)W造平屋建　(おもいやり駐車場) 軽量鉄骨造平屋建
　　(物置)軽量鉄骨造　(以上児・未満児倉庫)木造平屋建
・延床面積・[容積率]：1,514.56㎡（園舎：1,462.40㎡　屋外建物：52.16㎡）・ [30.63%]
・建築面積・[建蔽率]：1,579.54㎡（園舎：1,527.38㎡　屋外建物：52.16㎡）・ [32.56%]
・高さ関係　　：最高高さ　6.57m　最高軒高　5.80m
・用途　　：（建築基準法）幼保連携型認定こども園　　（消防法）6項(ハ)
・確認申請棟数　　：園舎2棟（園舎おもいやり駐車場）※1棟当たり10㎡以下（物置3棟・ゴミ集積所1棟）
・耐震安全性　　：構造体：Ⅱ類　・　非構造体：Ａ類　・　建築設備：　乙類

大地震時に対する構造体の耐震安全性の目標について（官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年版）より）

耐震安全性の目標	対象施設	耐震安全性の分類	重要度係数
大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。	災害応急対策活動に必要な官庁施設及び危険物を貯蔵又は使用する官庁物設のうち、特に重要な官庁施設・災害拠点病院・放射性物質や病原菌類を貯蔵又は使用する施設	Ⅰ類	1.50
大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。	災害応急対策活動に必要な官庁施設、危険物を貯蔵又は使用する官庁施設、多数の者が利用する官庁施設（一般病院、学校施設、社会福祉施設）等	Ⅱ類	1.25
大地震動後、構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。	Ⅰ類、Ⅱ類の対象施設以外の一般の官庁施設	Ⅲ類	1.00

建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

※（　　）内は設備、造作、家具を含む内法面積を示す。

各室面積求積図

3-2.　各室面積一覧表

面積表（各室）		
	室名	面積_小数点第三位以下四捨五入
保育室		
	0歳児室	42.65
	沐浴室	7.87
	調乳室	4.14
	物入	2.48
	1歳児室(1)	43.00
	1歳児室(2)	43.00
	1歳児教材庫(1)	3.93
	1歳児教材庫(2)	3.93
	幼児WC(1)	10.48
	2歳児室(1)	36.64
	2歳児室(2)	36.64
	2歳児教材庫	2.33
	2歳児教材庫	2.33
	2歳児教材庫	2.33
	2歳児教材庫	2.33
	幼児WC(2)	13.04
	3歳児室(1)	40.99
	3歳児室(2)	40.99
	3歳児教材庫	11.59
	4歳児室(1)	40.99
	4歳児室(2)	40.99
	4歳児教材庫(1)	8.28
	4歳児教材庫(2)	9.94
	5歳児室(1)	40.99
	5歳児室(2)	40.99
	5歳児教材庫	11.59
	幼児WC(3)	33.12
	小計	577.58

管理関連		
	事務室	48.38
	休憩室・作業室	20.5
	保健室	12.3
	更衣室(1)	16.56
	更衣室(2)	3.41
	小計	101.15

調理関連室		
	配膳室	36.64
	休憩室管理栄養士室	11.06
	配膳室	10.35
	洗浄室	9.32
	検収室	8.09
	食品庫	6.42
	下処理	5.98
	前室	5.51
	調理室玄関	3.59
	調理室WC	1.37
	小計	98.33

共有		
	遊戯室	141.19
	ランチルーム	81.98
	子育て支援室	68.32
	小計	291.49

その他共有		
	風雨室昇降口	33.12
	ベビーカー置場	8.86
	職員通用口	8.28
	相談室	8.28
	洗濯室	3.11
	廊下(1)	47.62
	廊下(2)・ホール	76.99
	廊下(3)・多目的コーナー	90.68
	小計	276.94

設備		
	女子WC	13.21
	男子WC	9.94
	みんなのWC	4.43
	小計	27.58

倉庫		
	倉庫(1)	14.49
	倉庫(2)	17.39
	倉庫(3)	9.01
	倉庫(4)	3.31
	小計	44.2

病児保育		
	受入兼職員室	15.26
	病児保育(1)	7.45
	病児保育(2)	7.45
	幼児WC(4)	6.69
	静養室(1)	4.14
	静養室(2)	4.14
	小計	45.13

園舎		
	保育室	577.58
	管理関連室	101.15
	調理関連室	98.33
	共有部	291.49
	その他共有部	276.94
	設備	27.58
	倉庫	44.2
	病児保育室	45.13
	合計	1462.40

屋外建物		
	カーポート（おもいやり駐車場）	28.62
	ゴミ集積所	8.33
	プレハブ物置	6.45
	以上児用物置	4.38
	外部倉庫	4.38
	合計	52.16

総計		
	園舎	1462.40
	屋外建物	52.16
		1514.56

4. 配置計画

4-1.　配置位置

・新園舎の建物配置は、公園施設内への移転を考慮して、敷地北側へ配置する。
・メインの出入り口となるエントランスを南側に配置し、送迎・公園利用者と職員・管理、公園管理の動線について、明確に分けた動線計画とする。
・敷地設定については、共用駐車場の駐車台数を可能な限り、確保する計画とする。
・車両動線（公園管理）については、公園管理車両以外の車両が入らないよう、適切な位置にバリカー（車止め）を設ける。

4-2.　駐車場計画

［共用駐車場］
・既設駐車場を本施設の送迎用の駐車場として、公園施設利用と兼用する計画とする。
・工事を行う部分については、復旧舗装・白線引きを行う。
・復旧の際に、車椅子利用者駐車場を設け、施設・公園利用者に配慮した計画とする。
・マイクロバス等が進入できるよう、必要な幅員等を確保する計画とする。

［職員駐車場］
・計画敷地の隣地を職員用の駐車場とし、職員数を考慮し、敷地形状から駐車台数を最大限確保する。

［おもいやり駐車場］
・主に病児保育の送迎に使用する事を想定し、2台以上（屋根付き）を設置する。

［管理用駐車場］
・施設の運営管理に必要な物品・食材等の搬入車両の駐車場として、5台程度確保する。

4-3.　外構計画

・駐車場、公園内通路はアスファルト舗装、敷地北側の設備スペースは砂利敷きとする。
・園舎周囲には、メッシュフェンスを設置し、出入口を5箇所設ける。
・森合運動公園の豊かな緑との一体感を感じられるような植栽計画とし前面道路、多目的広場から見た際の景観の調和に配慮する。
・公園施設内の移設に伴い、公園管理車両の動線を考慮し、旋回スペースを設ける。

4-4.　敷地内雨水排水計画

・敷地内における大雨による洪水被害を防ぐために、排水管の適切な設置や貯留槽の設置などにより、雨水の流出を抑制し、効率的に排出する計画とする。
・周辺からの景観を損なわないよう地下雨水貯留槽が望ましい。
・貯留槽の蓋は、子どもたちが開けられないよう、安全装置を設ける。
・排水管の適切な設置や勾配の確保、適切な土質の選定などにより、雨水の滞留による水たまりやぬかるみを防止し、転倒や滑りなどの事故を防ぐ計画とする。

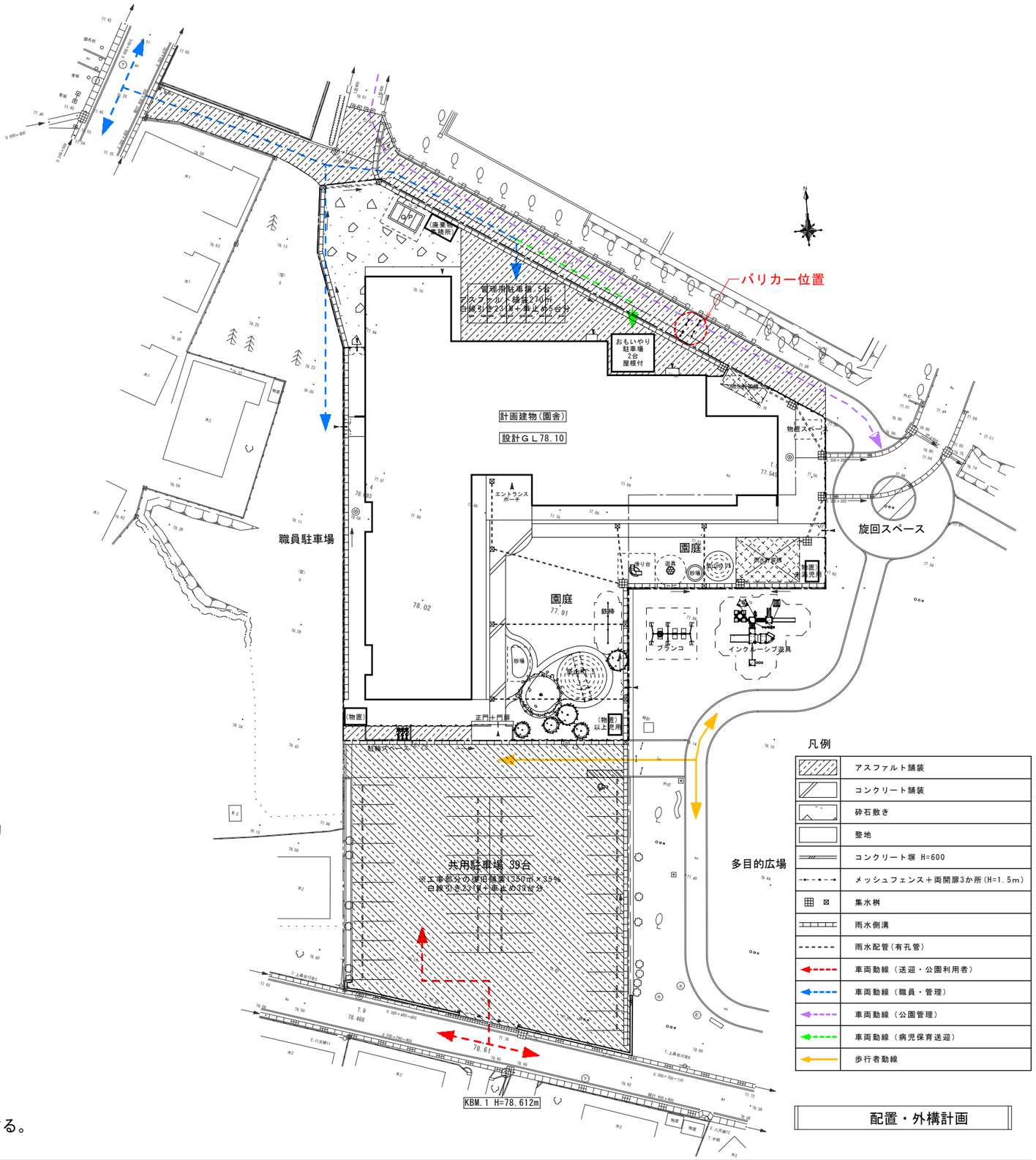

配置・外構計画